

寡婦（夫）控除みなし適用について

障害福祉サービスの利用者負担額の審査や福祉手当の資格審査などにおいて、婚姻歴のないひとり親の方を税法上の寡婦・寡夫とみなして所得審査を行う制度です。

国の税制改正により、所得税については令和2年度分以降、個人住民税については令和3年度分以降、婚姻歴に関わらない「ひとり親控除」が新たに適用されることになったため、「寡婦（夫）控除みなし適用」の制度は既に廃止されていますが、廃止前の年度分については、遡及して適用となります。

遡及適用がいつまで受けられるかなど、詳細は、障がい者支援課の各事業の担当窓口へお問い合わせください。

遡及適用となる要件は下記のとおりです。

対象者

所得を計算する対象となる年（前年（1月から6月までの間にある場合は、前々年））の12月31日現在、次の(1)～(3)のいずれかに該当している方

- (1) 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- (2) (1)に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の婚姻には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。